ウ　帯域外領域における不要発射振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

㋐　中心周波数　　不要発射周波数

㋑　掃引周波数幅　０Hz

㋒　分解能帯域幅　アの掃引周波数幅、700MHz帯、800MHz帯及び900MHz帯：100kHz
イの掃引周波数幅のうち、1.5GHz帯、1.7GHz帯及び2.0GHz帯：１MHz

㋓　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度

㋔　Ｙ軸スケール　10dB／Div

㋕　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値

㋖　掃引モード　　単掃引

㋗　検波モード　　サンプル

⑶　試験機器の状態

ア　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

イ　電力制御を最大とし、帯域外領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。

ウ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

⑷　測定操作手順

ア　スペクトル分析器の設定を⑵アとし、各掃引周波数幅ごとに不要発射を探索する。

イ　探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合は、探索値を測定値とする。

ウ　探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合は、スペクトル分析器の設定を⑵ウとし、掃引終了後、全データを電力次元の真数に変換し、平均を求める。

エ　スペクトル分析器の設定を⑵イとし、各掃引周波数幅ごとに不要発射を探索する。

オ　探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合は、探索値を測定値とする。

カ　探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合は、スペクトル分析器の設定を⑵ウとし、掃引終了後、全データを電力次元の真数に変換し、平均を求める。

キ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

⑸　試験結果の記載方法

ア　不要発射振幅値を、技術基準の異なる帯域ごとに離調周波数とともに、dBm／100kHz単位又はdBm／MHz単位で記載する。

イ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において、参照帯域幅内の各周波数ごとにおける総和を、技術基準で定められる単位で周波数とともに記載するほか、それぞれの空中線端子ごとに最大の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

ウ　イにおいて、空間多重方式を用いるものにあっては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

⑹　その他の条件

ア　測定結果が許容値に対し３dB以内の場合は、当該周波数におけるスペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認すること。

イ　スペクトル分析器の検波モードのサンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。